

八幡市

施行 平成 25 年 10 月 1 日

暴力団排除条例

八幡市では、暴力団による不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活を確保するため、「八幡市暴力団排除条例」を制定しました。

- ☑ **暴力団を恐れない！**
- ☑ **暴力団に資金を提供しない！**
- ☑ **暴力団を利用しない！**

条例の主な内容

市の責務

国、府、京都府暴力追放運動推進センター、市民・事業者と連携を図りながら暴力団排除のための施策を推進します。

市民・事業者の責務

市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めてください。

公共施設使用不承認

公共施設が、暴力団の活動に利用されないよう、使用の承認をせず、又は使用の承認を取り消します。

市の公共工事からの暴力団排除

公共工事における暴力団員等との請負契約等の禁止。150万円以上の契約は、暴力団員でない旨の誓約書を徴し、徴した誓約書の5年間保管が義務化されます。違反者には罰則が科せられます。

威力利用行為・利益供与の禁止

事業者は、暴力団の威力を利用してはいけません。また、暴力団員等に金品などの利益供与をしてはいけません。

社会全体で

暴力団追放!

事業者の契約時における措置

事業者は、契約相手が暴力団員等でないことを確認し、相手方に対し、暴力団員でない旨の誓約書を徴するよう努めてください。

青少年に対する教育等の措置

小・中学校において、生徒等が暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないよう必要な教育等を行います。

条例に関する問い合わせ先

八幡市 総務部 防災安全課
〒614-8501 八幡市八幡園内 75 番地
TEL.075-983-1111 FAX 075-982-7988

暴力団に関する相談窓口

京都府警察本部組織犯罪対策第一課 075 - 451 - 9111
京都府暴力追放運動推進センター 075 - 451 - 8930
京都府八幡警察署 075- 981- 0110